○要支援１・２の人が利用できるサービス

在宅サービス

自宅で利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

介護予防訪問入浴介護

身体的な理由などから、施設での入浴利用が困難な場合などに、移動入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して、入浴の介助を行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

全身入浴	約９６０円

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、介護予防を目的とし、自宅で療養するためのお世話や診療の補助を行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

訪問看護ステーションの場合	２０分未満の場合	約３２０円
	３０分未満の場合	約４７０円
	３０分以上１時間未満の場合	約８２０円

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、生活機能を向上させるために、リハビリテーションを行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

短期集中リハビリテーション実施加算含む	約５３０円

介護予防居宅療養管理指導

通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

医師または歯科医師の場合	約５２０円

※P.26 の支給限度額の対象とはなりません。

在宅サービス

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。
※原則として、滞在費や食費は事業者との契約で決まります。

介護予防認知症対応型通所介護　地域密着

認知症の要支援者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰りで通って、入浴や食事の介助や機能訓練などの介護予防を目的としたサービスを受けます。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

7～8 時間の場合			
要支援 1	約９７０円	＋	食費
要支援 2	約１，０７０円		

※サービス内容によって料金が異なります。

地域密着型サービスとは

地域密着型サービスは、介護が必要な人が住みなれた地域で生活するためのサービスです。北九州市の被保険者は、市が指定した事業所（原則として北九州市内）のみ利用できます。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などに日帰りで通って、リハビリテーションを受けるほか、個人の目的に合ったサービス（「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上）を選択して受けます。
サービスの利用は、1 ケ月単位の定額制となります。
なお、複数のデイケア事業所に通うことはできません。

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

「運動機能・栄養状態・口腔機能」の向上サービスを選択した場合			
要支援 1	約２，８００円	＋	食費
要支援 2	約４，８８０円		

※サービス内容によって料金が異なります。

介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助や機能訓練を受けます。

利用者負担の目安（1 回につき）※利用者負担１割の場合

特別養護老人ホーム併設型で多床室（相部屋）の場合			
要支援 1	約５００円	＋	滞在費 食費
要支援 2	約６２０円		

※平成 30 年 4 月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、介護予防を目的とした、日常生活の介助、看護やリハビリテーションなどを受けます。

利用者負担の目安（1 回につき）※利用者負担１割の場合

介護老人保健施設併設型で多床室（相部屋）の場合			
要支援 1	約６５０円	＋	滞在費 食費
要支援 2	約８２０円		

介護予防小規模多機能型居宅介護　地域密着

家庭的な小規模施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

要支援 1	約５，３７０円	＋	滞在費 食費
要支援 2	約９，３００円		

○要支援１・２の人、事業対象者が利用できるサービス

在宅サービス

介護予防・生活支援サービス（総合事業）

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

訪問型サービス（生活支援型）

民間企業・ＮＰＯ法人などの多様な主体が行う掃除・洗濯などの生活援助です。
サービスの利用は、１ケ月単位の定額制となります。

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

週に 1 回程度の利用	約９４０円
週に 2 回程度の利用	約１，８８０円
週に 3 回程度の利用	約２，８２０円

訪問型サービス（予防給付型）

生活援助だけでなく身体介護も必要な方へのホームヘルプサービスです。
サービスの利用は１ケ月単位の定額制となります。
（１）入浴・排せつなどの介助[身体介助]
（２）掃除・洗濯などの日常生活上の支援[生活援助]

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

週に 1 回程度の利用	約１，３８０円
週に 2 回程度の利用	約２，７４０円
週に 3 回程度の利用	約４，３５０円

通所型サービス（生活支援型）

民間企業・ＮＰＯ法人などの多様な主体が行うデイサービスです。
サービスの利用は、１ケ月単位の定額制となります。
※半日タイプ（２～３時間程度）です。

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

事業対象者 要支援 1	約１，５４０円	＋	食費
要支援 2	約２，８７０円		

※サービス内容によって料金が異なります。

通所型サービス（予防給付型）

介護事業者がデイサービスセンター等で食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練を行います。
サービスの利用は１ケ月単位の定額制となります。

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

事業対象者 要支援 1	約２，４００円	＋	食費
要支援 2	約４，２６０円		

※サービス内容によって料金が異なります。

短期集中予防型（サービスＣ）

生活のしづらさの改善や体力回復、転ばない体づくり等を目指すサービスです。

【訪問コース】	【訪問・通所連動コース】
リハビリテーション専門職が自宅に訪問、ホームプログラム等を助言します。 訪問回数：１人あたり最大５回まで 利用者負担：なし	リハビリテーション専門職による家庭訪問や、通所（週１回、計１２回）で運動、栄養改善や口腔機能向上に向けたプログラムを行います。 １クール：訪問４回程度、及び通所１２回 利用者負担：４，５００円／１クール

〇要介護 1～5 の人が利用できるサービス

在宅サービス

自宅で利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

専門家が日常生活の手助けを行います。

訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、必要に応じて食事のしたく、掃除などの生活援助などを行います。

また、外出が困難な人などには、通院等のために、車の乗り降りを中心とした「通院等乗降介助」を行います。

利用者負担の目安（1 回につき）※利用者負担１割の場合

身体介護が中心である場合（20 分未満）	約２００円
身体介護が中心である場合（30 分以上 1 時間未満）	約４６０円
生活援助が中心である場合（20 分以上 45 分未満）	約２２０円
通院等乗降介助 ※要介護の人でも、乗車・降車等で介助が必要ない人は利用できません。	約１２０円

※平成 30 年 4 月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

以下のような場合は介護保険サービスの対象外です。

①本人以外の部屋の掃除など、家族のための家事
②庭の草むしりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに差し支えがないもの
③大掃除など普段はやらないような家事

専門家が定期的に日常生活の手助けを行います。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護　地域密着

日中・夜間を通じて、ホームヘルパー、看護師などが定期的に、または通報を受けて随時、自宅を訪問し、介護サービスと看護サービスの一体的な提供を行います。

利用者負担の目安（1 ケ月につき）※利用者負担１割の場合

訪問看護サービスを行う場合	
要介護１	約　１１，５９０円
要介護２	約　１７，０１０円
要介護３	約　２４，９５０円
要介護４	約　３０，３００円
要介護５	約　３６，３００円

夜間帯の日常生活の手助けを行います。

夜間対応型訪問介護　地域密着

夜間にホームヘルパーがおむつ交換などの介助を行うため、定期的に訪問するほか、利用者からの連絡により、必要に応じて訪問し、介助を行います。

利用者負担の目安（オペレーションセンター設置型の場合）※利用者負担１割の場合

基本料金(1 ケ月につき)	約 １，１９０円
定期巡回(1 回につき)	約 ４５０円
随時訪問(1 人の訪問)(1 回につき)	約 ６８０円
随時訪問(2 人の訪問)(1 回につき)	約 ９２０円

寝たきりでも家庭で入浴できます。

訪問入浴介護

移動入浴車等で自宅を訪問し、浴槽を提供して、入浴の介助を行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

全身入浴の場合	約 １，５１０円

看護師のケアを自宅で実施します。

訪問看護

訪問看護ステーションや病院の看護師などが自宅を訪問して、自宅で療養するためのお世話や診療の補助を行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

訪問看護ステーションの場合	
20 分未満の場合	約 ３３０円
30 分未満の場合	約 ４９０円
30 分以上 1 時間未満の場合	約 ８５０円

自宅での積極的なリハビリを行います。

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問して、リハビリテーションを行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

短期集中リハビリテーション実施加算含む	約 ５３０円

専門家が在宅療養の指導を行います。

居宅療養管理指導

通院が難しい人の自宅に、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、療養上の管理や指導を行います。

利用者負担の目安（１回につき）※利用者負担１割の場合

医師または歯科医師の場合	約 ５２０円

※P.26 の支給限度額の対象とはなりません。

在宅サービス

施設に通ったり、宿泊して利用するサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。
※原則として、滞在費や食費は事業者との契約で決まります。

介護する家族の負担も軽くなります。

通所介護（デイサービス）

特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどに日帰りで通って、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを受けます。（※利用定員が 19 人以上のもの）

利用者負担の目安（1 日につき）※利用者負担１割の場合

5～6 時間の場合（通常規模）			
要介護 1	約７６０円	＋	食費
要介護 2	約８７０円		
要介護 3	約９８０円		
要介護 4	約１，０９０円		
要介護 5	約１，２００円		

※利用時間には送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。
※平成 30 年 4 月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

地域密着型通所介護（デイサービス）　地域密着

小規模なデイサービスセンターに日帰りで通って、入浴や食事の介助、機能訓練やレクリエーションなどのサービスを受けます。（※利用定員が 18 人以下のもの）

利用者負担の目安（1 日につき）※利用者負担１割の場合

5～6 時間の場合			
要介護 1	約８５０円	＋	食費
要介護 2	約９８０円		
要介護 3	約１，１１０円		
要介護 4	約１，２３０円		
要介護 5	約１，３６０円		

※利用時間には送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。

認知症対応型通所介護　地域密着

認知症の要介護者がデイサービスセンターやグループホームなどに日帰りで通って、入浴や食事の介助、機能訓練などを受けます。

利用者負担の目安（1 日につき）※利用者負担１割の場合

7～8 時間の場合（単独型）			
要介護 1	約１，２７０円	＋	食費
要介護 2	約１，３９０円		
要介護 3	約１，５１０円		
要介護 4	約１，６３０円		
要介護 5	約１，７５０円		

※利用時間には送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。

施設に通って積極的なリハビリを

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院などに日帰りで通って、入浴や食事の介助などのほか、理学療法士や作業療法士などからリハビリテーションを受けます。

利用者負担の目安（1 日につき）※利用者負担１割の場合

6～7 時間の場合（通常規模）			
要介護 1	約９００円	＋	食費
要介護 2	約１，０５０円		
要介護 3	約１，１８０円		
要介護 4	約１，３５０円		
要介護 5	約１，５１０円		

※利用時間に送迎時間は含みません。※サービス内容によって料金が異なります。

在宅サービス

短期入所サービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。
※原則として、滞在費や食費は事業者との契約で決まります。

少しの間、家庭での介護が困難なときに

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

利用者負担の目安（1 日につき）※利用者負担１割の場合

特別養護老人ホーム併設型で多床室(相部屋)の場合			
要介護 1	約６８０円	＋	滞在費 食費
要介護 2	約７６０円		
要介護 3	約８４０円		
要介護 4	約９１０円		
要介護 5	約９９０円		

※おむつ代は、介護保険の給付費に含まれます。
※平成 30 年 4 月から、高齢者と障害児者が同一の事業所においてサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

少しの間、家庭での介護が困難なときに（医療を中心に）

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間宿泊して、日常生活の介助のほか、リハビリテーションなどを受けます。

利用者負担の目安（1 日につき）※利用者負担１割の場合

老人保健施設併設型で多床室(相部屋)の場合			
要介護 1	約９１０円	＋	滞在費 食費
要介護 2	約９６０円		
要介護 3	約１，０３０円		
要介護 4	約１，０８０円		
要介護 5	約１，１４０円		

※おむつ代は、介護保険の給付費に含まれます。

小規模多機能型居宅介護　地域密着

家庭的な小規模施設で、日帰りで通うことを中心に、状況に応じて宿泊したり、自宅に訪問してもらったりしながら、日常生活の介助などを受けます。

利用者負担の目安（1ケ月につき）※利用者負担１割の場合

要介護1	約１４，１００円	＋	宿泊費 食費
要介護2	約１９，６００円		
要介護3	約２７，４００円		
要介護4	約３０，０００円		
要介護5	約３２，９００円		

看護小規模多機能型居宅介護　地域密着

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせて、介護サービスと看護サービスの一体的な提供を行います。

利用者負担の目安（1ケ月につき）※利用者負担１割の場合

要介護1	約１７，０００円	＋	宿泊費 食費
要介護2	約２２，５６０円		
要介護3	約３０，４８０円		
要介護4	約３４，１５０円		
要介護5	約３８，２３０円		

○要支援１・2、要介護 1～5 の人が利用できるサービス

在宅サービス

在宅介護の環境を整えるサービス

自宅での生活を助けます。

福祉用具の貸与

日常生活での自立を助ける、車いすや歩行器などの福祉用具を貸し出します。

利用者負担の目安

利用者負担はそれぞれの用具に応じた費用の１割～３割

貸与される福祉用具

●車いす
●車いす付属品
●特殊寝台
●特殊寝台付属品（マットレスなど）
●床ずれ防止用具
●体位変換器
●手すり（取付工事不要）
●スロープ（取付工事不要）
●歩行器
●歩行補助つえ
●認知症老人徘徊感知機器
●移動用リフト（つり具を除く。）
●自動排泄処理装置
※要介護度や身体の状況によっては、利用できないものがあります。

ご注意ください

要支援 1、要支援 2、要介護 1 の人は、原則として次の品目については利用できません。

〈利用できない品目〉
・車いす及び付属品
・特殊寝台及び付属品
・床ずれ防止用具及び体位変換器
・認知症老人徘徊感知機器
・移動用リフト（つり具の部分を除く。）

※ただし、身体の状態によっては、利用できる場合がありますので、ケアマネジャーなどに確認してください。
〈例〉・特殊寝台（電動ベッド）は、寝返りや起き上がりができない人は利用できます。

※自動排泄処理装置については、要介護 2 及び要介護 3 の人についても原則として利用できません。

福祉用具の購入を助けます。

福祉用具の購入

入浴や排せつの時に使う、腰掛便座や入浴補助用具などの福祉用具を購入したときに、その費用の一部を支給します。
福祉用具を購入する場合には、県・政令市または中核市の指定を受けた事業所から購入する必要があります。

利用者負担の目安

利用者負担はそれぞれの用具に応じた費用の1割～3割、
購入費の上限は年間(4 月～翌 3 月)10 万円(利用者負担は 1 万円～3 万円)
※P. 26 の支給限度額の対象とはなりません。

購入できる特定福祉用具

●腰掛便座
●簡易浴槽
●自動排泄処理装置の交換可能部品
●移動用リフトのつり具の部分
●入浴補助用具
●排泄予測支援機器
※排泄予測支援機器は、令和 4 年 4 月 1 日から対象種目に追加されました。

腰掛便座

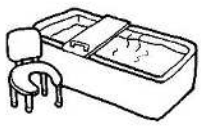
入浴補助用具

身体の状態にあわせて家も手直ししましょう。

住宅改修

自宅での転倒などを防ぎ、自立した生活を送りやすくするため、手すりの取付けや段差の解消、便器の取替えなど、住宅内の小規模な改修を行ったときに、その費用の一部を支給します。

利用者負担の目安

利用者負担は、改修にかかった費用の１割～３割
改修費の上限は、同一の住宅で 20 万円(利用者負担は 2 万円～6 万円)
※P.26 の支給限度額の対象とはなりません

対象工事

●廊下や玄関、浴室やトイレの手すりの取付け
●スロープ設置などの段差の解消
●滑り防止のための床材の変更
●引き戸などへの扉の取替え
●洋式便器などへの便器の取替え　など

※住宅改修を行う場合は、改修をする前に、住所地の区役所保健福祉課介護保険担当へ届出を行い、事前の確認を受ける必要があります。

※「すこやか住宅改造助成」と併用することも可能です。詳しくは…(→すこやか住宅改造助成 P.75 参照)

支払方法（福祉用具の購入、住宅改修）

①利用者が費用の全額（10 割）をいったん事業者に支払い、後日、利用者負担額を除く費用の払い戻しを区役所保健福祉課介護保険担当に請求する（償還払い）。
②利用者は費用の利用者負担額を事業者に支払い、利用者負担額を除く費用は、事業者が区役所保健福祉課介護保険担当に請求する（受領委任払い）。
※受領委任払いによる住宅改修については、市登録事業者の場合に限ります。

以上の 2 通りがあります。

※福祉用具の購入や住宅改修については、事前に担当のケアマネジャーなどに相談し、介護保険の適用になるかなどについて確認してください。

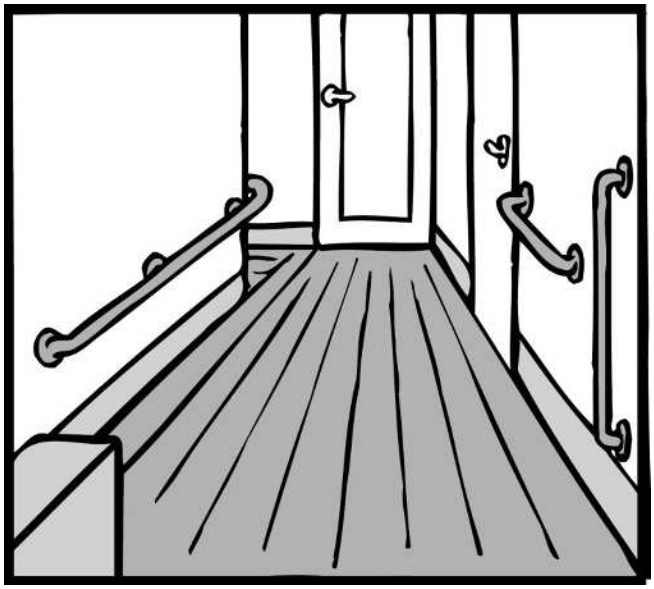

在宅サービス

その他のサービス

※利用料金は一定条件下で算定したものです。目安としてお考えください。

○要支援2、要介護1～5の人が利用できるサービス

家庭的な環境で共同生活が送れます。

(介護予防)認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)　地域密着

家庭的な環境の中で認知症の症状のある人が少人数で共同生活を送りながら、グループホーム職員である計画作成担当者（ケアマネジャー）が作成した計画に沿って、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※日常生活費として理美容代、おむつ代や入居者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを利用する場合の費用は、自己負担となります。

※家賃・食費は事業者との契約で決まります。※北九州市の被保険者以外の人は入所できません。

※介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援１の人は利用できません。

利用者負担の目安（1ヵ月につき）※利用者負担１割の場合

１ユニットの場合					
要支援2	約２８，０６０円	＋	家賃 食費	＋	日常 生活費
要介護1	約２８，２００円				
要介護2	約２９，４３０円				
要介護3	約３０，２２０円				
要介護4	約３０，８００円				
要介護5	約３１，４２０円				

※要支援１の人は利用できません。※P.26の支給限度額の対象とはなりません。

問合せ	(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者 (認知症高齢者のグループホーム)一覧	(P.34～参照)

○要支援1・2、要介護1～5の人が利用できるサービス

有料老人ホームなどでの介護も介護保険で

(介護予防)特定施設入居者生活介護(有料老人ﾎｰﾑ、ｹｱﾊｳｽ、ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅)

有料老人ホームやケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅に入居していて要介護認定を受けた人が、職員である計画作成担当者（ケアマネジャー）が作成した計画に沿って、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

※日常生活費として理美容代、おむつ代や入居者の希望により身の回り品として日常生活に必要なものを利用する場合の費用は、自己負担となります。

※居住費・食費は事業者との契約で決まります。

利用者負担の目安（1ヵ月につき）※利用者負担１割の場合

要支援1	約　６，８００円	＋	居住費 食費	＋	日常 生活費
要支援2	約１１，１００円				
要介護1	約１９，０００円				
要介護2	約２１，２００円				
要介護3	約２３，６００円				
要介護4	約２５，７００円				
要介護5	約２８，０００円				

※P.26の支給限度額の対象とはなりません。

問合せ	(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者 (有料老人ﾎｰﾑ、ｹｱﾊｳｽ、ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅)一覧	(P.38～参照)